

四万十市における部活動改革基本方針

令和 8 年 4 月策定

趣旨

学校部活動は中学生がスポーツや文化芸術に取り組む機会として、体力や技術の向上に資するだけでなく、心身の成長や人間形成の重要な機会として役割を果たしてきました。

しかしながら、近年の生徒数や教員数の減少により、専門で指導できる教員がいない、生徒がやりたい活動が無い、競技によっては単独でチームが組めない状況となっているうえに、多くの教員が顧問を担い、放課後の勤務時間外や休日にも献身的な勤務が行われ、長時間労働の大きな原因となっています。特に生徒数は減少傾向であり、このまま学校部活動を維持していくことは困難なため、地域において子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりが急務となっています。これまで教員が中心となっていた部活動は、地域の指導者が中心となって支えていく仕組みとして「地域展開」を進めていきます。

1 国のガイドライン

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～（令和 7 年 12 月）

文部科学省では、令和 7 年 5 月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしています。

2 県のガイドライン

高知県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～（令和 8 年 3 月）

令和 7 年 6 月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等」による、令和 11 年までに教育職員の時間外在校等時間を月平均 30 時間程度に削減する目標に沿って、全公立中学校の部活動について地域展開等を加速化することとしています。

【休日】

- ①令和 10 年 4 月までに、原則、教員が休日に指導を行わない体制に移行
 - ・部活動指導員の活用
 - ・地域クラブ活動
 - ・休日は（原則）部活動を行わない から選択
- ②令和 13 年度末を目安に休日の学校部活動は地域クラブ活動に移行

【平日】

各種課題を解決しつつ更なる改革を推進

3 本市の基本方針

これまで教員の献身的な取組によって支えられてきた学校部活動は、授業だけでは得がたい責任感や連帯感、自立心の育成、人間関係の形成等に大きな影響を与えてきました。将来につながるきっかけとなった生徒も少なくなく、多大な教育的意義を有しています。

この教育的意義を継承しつつ、これまでの学校部活動をそのまま地域へ移すのではなく、折り合いをつけながら実情や時代に合った新たなスタイルでの活動を確立し、地域展開を進めていきます。なお、完全に地域展開が完了するまでの当面は、過渡期ゆえに諸課題が常に起こり得るため、関係者と共に模索しながらその都度対応していくこととします。

この基本方針をこれまでの学校部活動が担ってきた教育的意義を地域展開するための推進計画（令和8～13年度）として位置付けます。今後の国や県の方針（変更）や地域の実情により、この基本方針は毎年度見直します。

●取組方針（令和8年度～13年度まで）

学校部活動は地域展開し、最終的に終了していきます。

学校教育から社会教育（生涯学習）へと展開

1 子どもの活動環境を整備する

- ・ 学校単位・従前の部活動にとられない柔軟な体制
- ・ 自由に選択でき経験者も中学生から始める子どもも等しく活動ができる環境
競技志向（一つの種目を楽しむ）
エンジョイ志向（新規種目や複数の種目を楽しむ）

2 学校・地域・行政が協力し活動を支える

- ・ 活動に携わってくれる地域の人が続けられる仕組み
- ・ 財源で活動を支える（無償はなし）

3 学校の働き方改革（教職員の負担軽減）

○前期期間（令和8年度～10年度）

令和10年4月までに可能な活動は順次、地域展開を図ります。地域展開の受け皿としての活動は、本市が認定する「地域クラブ活動」とします。

1 地域クラブ活動がある部活動

- ・ 平日を含み地域展開することとし、時期をみて新規部員募集を停止

2 地域クラブ活動がない部活動

- ・ 拠点校や部活動指導員が配置された部活動は、地域展開に至る前段階として地域クラブ活動へ移行 ※新たな拠点校部活動は今後実施しない
- ・ 部活動指導員の活用や休日は活動をしない等、原則教員が休日に指導を行わない体制に移行
- ・ 残す部活動の選択判断（段階的な部の終了を含む）
- ・ 新たな地域クラブ活動（受け皿）の創出

○後期期間（令和11年度～13年度）

前期期間の状況を見て継続して取り組みます。

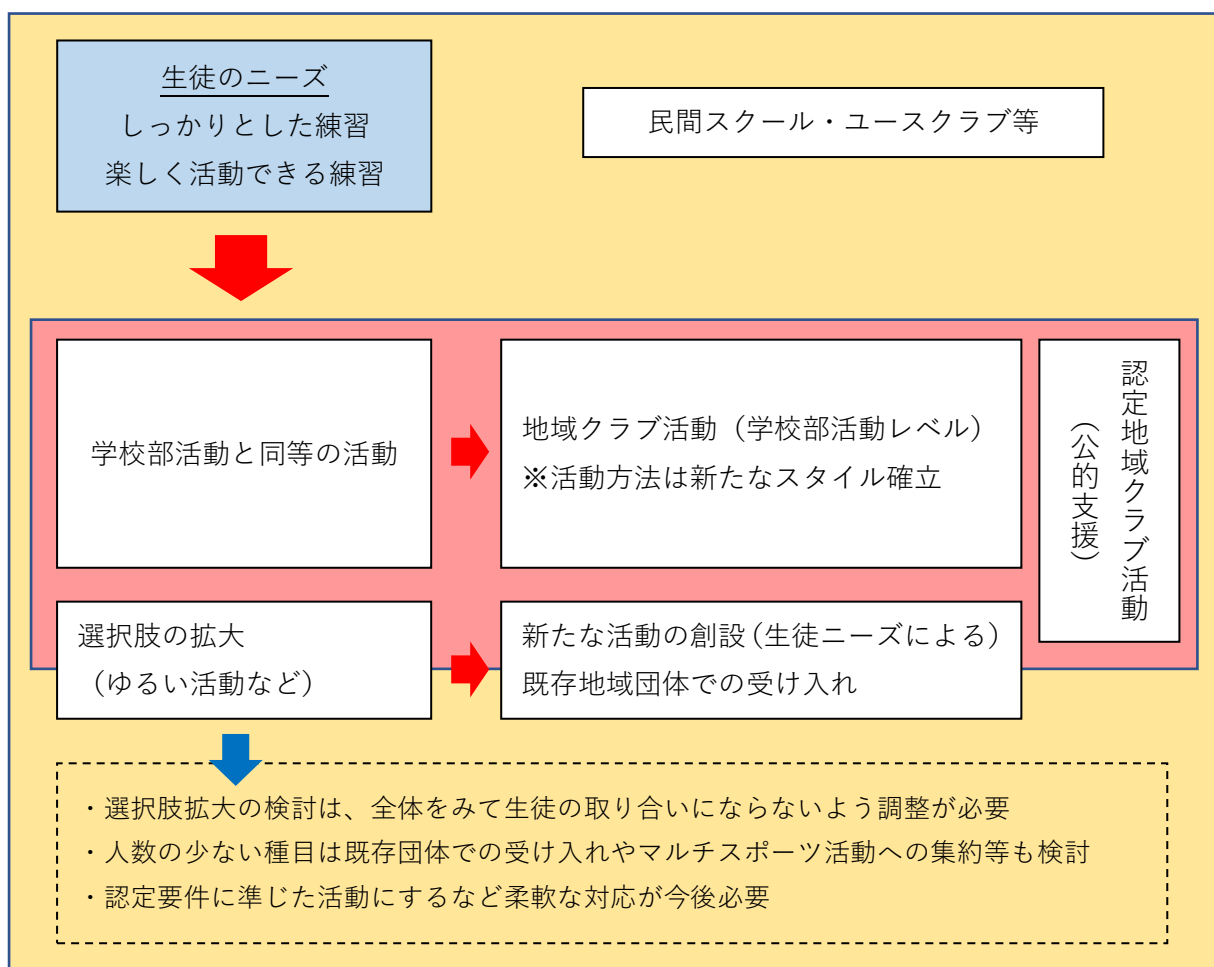
4 受け皿となる地域クラブ活動及びその指導者

(1) 地域クラブ活動の具体的な姿

いわゆる民間クラブやスクール等との区別や質の担保等の観点から、本市の定める認定要件を満たすスポーツ・文化芸術活動（実施主体）を公的な性質を有する活動として「四万十市認定地域クラブ活動」に位置づけ、公的支援を行います。

本市における地域クラブ活動の対象区域は市立中学校を対象とし、原則市外の中学校からの生徒の受け入れはしないこととします。ただし、県立中村中学校及び幡多地域の中学校で在籍校に部活動がない場合等はその都度協議の上で受け入れを判断します（部活動がある場合は受け入れ不可）。

(2) 認定地域クラブ活動のイメージ



(3) 地域クラブ活動の指導者

これまでの学校部活動の教育的意義を理解し、勝利至上主義にとらわれず生徒にとって安心安全で心身の成長を支える人材とし、本市の定める要件を満たす者を四万十市認定地域クラブ活動の指導者として登録します。なお、主の指導者以外にも指導補助や見守り等を行う人も指導人材として含み、可能な限り保護者等の協力も得て生徒の見守りができる体制を取れる運営を目指します。

■地域クラブ活動の認定要件	
①目的・理念	学校部活動が担ってきた意義の継承・発展と新たな価値の創出
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none"> ・年間トータル 45 週以内、平日は 2 時間程度、休日は 3 時間程度 週 11 時間程度の範囲内、週 2 日以上 of 休養日設定 ・一定のオフシーズンの設定（学業優先で年間 7 週設定、その他指導者不在や気象状況等により別途自粛期間を設定） ・活動時間は移動等を含まない実際に活動した時間 ・大会等参加時は範囲内で柔軟に対応 ・引退時期のない継続的な活動が可能（ただし学業に支障がない範囲で徹底）
③参加費	活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な額を設定
④指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底 ・市の定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者（保護者等の見守り含む）による複数人体制 ・生徒の健康状態や予測される危険性を考慮した適切な活動 ・地震等の災害、事故発生時等の緊急時の連絡体制整備 ・スポーツ安全保険等に必ず加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有
■地域クラブ活動の考え方	
実施主体	運営主体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施
地域クラブ数	原則として市内で 1 種目 1 クラブ程度
主たる所在地	市内
対象区域	市立中学校を対象とし、原則市外の中学校は受け入れない ※県立中村中学校及び幡多地域の中学校で在籍校に部活動がない場合等はその都度協議の上で受け入れを判断
指導者	地域の指導者（教職員含む） 本市の認定地域クラブ活動指導者として登録された者
活動への参加	任意（あくまで生徒の自主的・自発的参加による）
活動場所	社会教育施設・学校施設など
移動手段	自力（自転車等）、保護者による送迎、スクールバス等の活用
費用負担	受益者（保護者）負担・自主財源及び公的支援 受益者負担は国が示す目安を基本に、種目の特性に応じて可能な限り低廉な参加料を設定（月額 3,000 円までを目途）
練習道具など	地域クラブが整備
事故等の責任の所在	地域クラブが主体となるが市教育委員会と連携
運営主体	地域クラブ活動を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施 今後、運営主体を整備するまでは市教育委員会が担う

5 具体的な取り組み

ア 部活動の精選（学校）

- ・受け皿がある種目は地域展開に向け、時期をみて新規部員募集を停止
- ・新規部員募集停止後、完全移行までの間、部活動に残る学年生徒の活動を保障
- ・休日は活動をしない選択や受け皿がない種目の終了時期の検討
- ・保護者への説明会の実施

イ 基本方針・地域クラブ活動等の周知

- ・市ホームページ等の広報媒体を活用した地域や保護者等への周知

ウ 協議会等での協議・検討

- ・構造的な課題解決や方針策定についての意見聴取・検討を行う場として関係者による新たな協議会等を設置
- ・広域連携（市町村またぎ等、地域間協定等も想定）や大会開催・運営（特に中体連関係）の在り方にかかる関係者間での協議・検討

エ 運営体制の整備等

- ・円滑な地域展開に向けたコーディネーターによる状況把握や関係者との調整等
- ・教職員の兼職兼業や地域クラブ活動認定・指導者登録など必要な制度の構築
- ・活動場所（学校施設の有効活用、施設整備、使用料減免等）や移動手段の確保
- ・持続可能な運営体制に向けた地域クラブ活動に対する支援策の構築（ボランティア依存脱却、地域の人が継続して携われる仕組みづくり）
- ・学校との連携体制の構築（教職員の負担軽減に留意）
- ・国や県の補助事業を活用した課題解決のための事業予算化
- ・将来的な運営主体の整備
- ・その他、国や県のガイドラインに基づいた必要な体制整備

オ 指導者の確保・育成

- ・部活動指導員の活用
- ・既存の活動団体等からの協力による指導者の確保
- ・必要な研修や指導者資格取得等の指導者への支援

カ 地域クラブ等の設置、支援

- ・地域クラブ活動運営への公的支援
- ・地域クラブ活動の紹介や運営事務の支援
- ・新たな種目や複数の種目での活動など多様な活動スタイルの仕組みづくり